

長岡市中之島支所庁舎自動販売機設置仕様書

1 貸付物件及び貸付条件

施設名	所在地 設置場所	貸付寸法 (幅×奥行き)	自動販売機 販売品目 (指定品目)
中之島 支所庁舎	長岡市中之島字根岸 788 番地 1 階正面玄関 (「自動販売機設置位置図」参照)	1.50m×0.90m	清涼飲料水 (缶、ビン、ペットボトル)

- ※ 貸付寸法には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。
- ※ 自動販売機、回収ボックス以外の設置物は、認めません。
- ※ 設置する自動販売機は、新品・未使用品とします。
- ※ 自動販売機の機種によっては、電源コードがコンセントの位置に届かない等の支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所を確認してください。

2 貸付期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日までの 3 年間

ただし、協議の上、貸付期間終了後の最初の 2 年間に限り更新を認めることがある。（貸付料率は、変更しません。）

3 貸付料等

(1) 貸付（月額）料

自動販売機に係る毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（円未満切り捨て）と、貸付面積に対する当該年度の市有財産評価額に 5 / 100 を乗じ、月割りした額を足した額（円未満切り上げ）とし、消費税及び地方消費税を、別途加算する。（円未満切り捨て）

$$\begin{aligned} & \text{市有財産評価額} \times 5/100 \times \text{貸付面積/総面積}(\text{m}^2) \div 12\text{か月} = \text{①} \\ & \text{当月売上金額} \times \text{貸付料率}(\%) + \text{①} = \text{当月貸付料} \end{aligned}$$

※①は円未満を切り上げます。

※当月貸付料には別途消費税及び地方消費税を加算します。（円未満切り捨て）

(2) 電気料

使用実績に基づき、毎月算出します。

(3) 支払いの方法

長岡市が毎月発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

(4) 借受人負担事項

ア 自動販売機の設置撤去及び契約解除時における原状回復

イ 自動販売機の維持管理に必要となる経費

4 売上金額等の確認

借受人は、各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月 20 日以降月末までの間に確認し、その翌月 10 日までに庁舎管理課に報告すること。

5 自動販売機の維持管理

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、耐震対策（「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（耐震化技術研究会策定）を遵守した転倒防止装置の設置等）を行うものとする。
- (2) 商品補充や金銭管理等の維持管理は、借受人の責任において行うこと。
- (3) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収及びリサイクルすること。
- (4) 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、借受人の責任において対応すること。
また、自動販売機に、故障発生時等の連絡先を明記すること。

6 禁止事項

以下のことを禁止する。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する
 - (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること
 - (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること
 - (4) 酒類の販売を行うこと
- ※ 落札者が、維持管理について第三者に委託すること及び自動販売機自体をリース等により設置することは、禁止しない。

7 その他

長岡市が行う事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに災害発生等の影響による売上げの減少については、長岡市はその責を負わない。

8 参考

施設名	令和 6 年度販売実績
中之島支所 1 階正面玄関	約 2, 5 0 0 本